

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課）

一

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

（税 務 課）

一

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

二

○認証食品の認証

（食産業振興課）

二

○平成十七年宮城県告示第四百二号（農地法第六条第一項第二号に定める面積に代わるべき面積）の一部改正

（農業振興課）

二

○肥料の登録有効期間の更新

（農産園芸環境課）

三

○肥料の登録事項の変更

（同）

三

○普通肥料の検査結果の公表

（同）

三

○特殊肥料の検査結果の公表

（同）

四

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

五

○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（二件）

（教育庁高校教育課）

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（情報システム課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁高校教育課）

七

○教育委員会定例会の開催

（教育委員会）

七

監査委員

○外部監査人の監査の事務の補助

規 則

八

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二を次のように改める。

（法人の県民税の徴収猶予）

第十二条の二 県税事務所長は、令第九条の九の八第三項及び第九条の九の九第三項に規定する申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、徴収猶予処分通知書により納税者に通知しなければならない。

第十二条の三の二中、「県税事務所長は、」の下に、「令第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第四項並びに」を加える。

第六十八条中、「第百五十八条」を「第百五十八条の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十四号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中、「核燃料税条例（平成十五年宮城県条例第七十八号）」を「核燃料税条例（平成十九年宮城県条例第九十九号）」に、「核燃料税条例施行規則（平成十五年宮城県規則第六十七号）」を「核燃料税条例施行規則（平成二十年宮城県規則第七十二号）」に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中、「核燃料税条例（平成十五年宮城県条例第七十八号）」を「核燃料税条例（平成十九年宮城県条例第九十九号）」に、「核燃料税条例施行規則（平成十五年宮城県規則第六十七号）」を「核燃料税条例施行規則（平成二十年宮城県規則第七十二号）」に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

附 則

この訓令は、平成二十年七月八日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇九〇〇九六	ゆとりケアステーション 多賀城市山王字山王四区八十二・一MK ハイツA・二〇二	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社ゆとりケアステーション	平成二十年七月一日
〇四二二七〇〇三二二	セベックヘルパーステーション 黒川郡富谷町成田六丁目八番二	居宅介護 重度訪問介護	有有限会社セベック	平成二十年七月一日
〇四二五二〇〇九一六	ここみ訪問介護青葉 仙台市青葉区支倉町一番地の七支倉ハイ ツA・一	居宅介護	株式会社ここみケア	平成二十年七月一日

○宮城県告示第七百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四二五二〇〇二六二	株式会社東北ライフサービス 青葉区支倉町一番地の七支倉ハイツA・一	株式会社東北ライフサービス	平成二十年六月三十日

○宮城県告示第七百二十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五一
百十四	豆腐	社会福祉法人はらから福祉会 理事長 武田元	社会福祉法人はらから福祉会蔵王すずしろ	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原一・七二九
百四十	柿つきもち	有限会社もちべえ 代表取締役 佐々木傳兵衛	有限会社みどりのふるさとファーム	遠田郡美里町北浦字谷地一〇
百四十	ずんだ餅	有限会社もちべえ 代表取締役 佐々木傳兵衛	有限会社みどりのふるさとファーム	遠田郡美里町北浦字谷地一〇
百五十	塩蔵等魚類	丸東水産株式会社 代表取締役 生田敦之	丸東水産株式会社	石巻市魚町一丁目九・一三
百五十	仙台牛	株式会社栄和 代表取締役 公平弘	株式会社栄和日の出 町Factory	仙台市宮城野区日の出町二丁目二・五

二 認証年月日

平成二十年六月三十日

○宮城県告示第七百二十七号

平成十七年宮城県告示第四百二号（農地法第六条第一項第二号に定める面積に代わるべき面積）の一部を次のように改正し、平成二十年七月十三日から施行する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表大崎市の項を次のように改める。

大 崎 市
大崎市農業委員会（旧大崎市東部農業委員会及び旧大崎市西部農業委員会のうち旧大崎市古川農業委員会並びに旧大崎市岩出山農業委員会のうち旧大崎村農業委員会、旧一栗村農業委員会及び旧真山村農業委員会の区域に限る。）の区域

第一号の表大崎市の項を次のように改める。

大崎市	大崎市農業委員会(旧大崎市東部農業委員会及び旧大崎市西部農業委員会のうち旧大崎市古川農業委員会並びに旧大崎市岩出山農業委員会のうち旧西大崎村農業委員会、旧一栗村農業委員会及び旧真山村農業委員会の区域を除く。)の区域
-----	---

○宮城県告示第七百二十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十年 一月二十八日	第五四一号	副産石灰肥料	東北かきがら副産石灰			四八・〇	含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	東和石灰工業(株)	登米市中田町上沼字本宮四十七番二号	平成二十三年 一月二十七日
平成二十年 七月十七日	第五二七号	魚かす粉末	お魚燐さん				含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミール(株)	石巻市大門町三丁目一番八号	平成二十六年 四月十八日
平成二十年 四月十七日	第三七八号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	三・五	二〇・〇		含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	三陸フィッシュミール(株)	石巻市大門町三丁目一番八号	平成二十六年 六月九日
平成二十年 六月十二日	第四九六号	副産石灰肥料	かき殻粉末肥料			四八・〇	含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	北海道有機(株)	北海道札幌市白石区東札幌三条二丁目一番五七号 六百六	平成二十六年 七月二十日

○宮城県告示第七百二十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更前	
第五〇〇号	魚かす粉末	三徳印特号魚粉	塩釜水産飼料(株)	代表者の氏名の変更 大友 偉也	変更後 鈴木 一彦	平成二十年 四月二十二日

○宮城県告示第七百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成十九年十月から平成二十年二月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			
			項目	指摘事項	保証票の検査	その他の検査
混合有機質肥料	大成農材(株)	バイオノ有機S	主成分・TN、TP、TK			
蒸製毛粉	ユニオン商事(株)	フェザーミール	主成分・TN			
魚かす粉末	三陸フィッシュミール(株)	魚粕7・7	主成分・TN、TP			
消石灰	東和石灰工業(株)	65顆粒消石灰	主成分・AL			
消石灰	東和石灰工業(株)	70消石灰	主成分・AL			
副産石灰肥料	東和石灰工業(株)	東北かきがら副産石灰	主成分・AL			
炭酸カルシウム肥料	東和石灰工業(株)	53炭酸カルシウム肥料	主成分・AL			
消石灰	東和石灰工業(株)	68防散消石灰	主成分・AL			
副産石灰肥料	三浦 渉	シエル100%肥料	主成分・AL			

(注) 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(はらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は次のとおりである。

TN・窒素全量、TP・りん酸全量、TK・加里全量、AL・アルカリ分

○宮城県告示第七百三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年七月八日

備考

平成二十年二月から三月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特 殊 指 定 肥 料 名 料	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出 名 (及び商品名)	検 査 の 結 果								備 考	
			(%) ^{TN}	(%) ^{TP}	(%) ^{TK}	(mg/kg) ^{TCu}	(mg/kg) ^{TZn}	(%) ^{TCaO}	C/N	(%) ^{水分}		その他 の 検 査
たい肥	佐藤 信行	牛ふんたい肥	一・一二	一・三二	二・三三	一三・〇	四五・〇	二・八七	一一・九	四五・三〇		二/一
たい肥	本吉町長	もとよし有機	二・一五	三・三〇	二・九四	二二・〇	四三・〇	一・七五	一〇・〇	三二・七五		二/七
たい肥	(有)三喜	三喜一号	四・〇〇	二・八四	一・三三	一六・〇	七八・〇	〇・八三	一一・五	三〇・六八		二/七
たい肥	いしのまき農業協同組合	かほく有機	二・八一	四・六〇	一・七五	一三・〇	二二・五	二・七八	一一・五	二四・四三		二/二八
たい肥	佐藤 賀一	完全堆肥うしちゃんのうちから	一・四四	〇・三三	〇・三四	三五・〇	一一七・〇	一・五七	一三・一	三四・七五		二/二八
たい肥	桃生町堆肥生産組合	ものう有機	一・六〇	三・七四	三・一八	二八・〇	一六五・〇	二・三六	一一・九	三七・六〇		三/四
たい肥	(有)ふくじゅ	スーパーH2	〇・七三	一・三七	〇・六五	一一・〇	六八・〇	〇・八二	一七・六	四三・五五		三/四
たい肥	ナチュラル野菜	カリン	〇・三八	二・五〇	一三・四	一四・〇	五六・〇	二・六五	一五・八	七・二〇		三/四
たい肥	いしのまき農業協同組合	かなんスーパー有機	二・一六	二・七五	三・七七	二五・〇	一四三・〇	一・六三	一七・〇	三三・六四		三/四

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN・窒素全量、TP・りん酸全量、TK・加里全量、TCu・銅全量、TZn・亜鉛全量、TCaO・石灰全量、C/N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、TCu及びTZnについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第七百三十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛(ホルスタイン種)

四 発生場所又は区域

蔵王町

五 発生日月

平成二十年六月三十日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第七百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月八日

一 委託の相手方

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地 株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二 株式会社エコーブ宮城

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 平成二十年度情報系ネットワーク端末賃貸借、導入設定及び保守業務 千八十六台

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 契約期間 平成二十年九月十六日から平成二十五年九月十五日まで
- 4 納入・設置場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で、開札時までに物品調達に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 4 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年八月一日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札説明書の交付場所等

- 1 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 目黒 由幸 電話 〇二二・二二一・二四七五）

2 入札説明書の交付期間

平成二十年七月八日（火）午前九時から平成二十年八月一日（金）午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十年八月一日（金）午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）に1の場所に提出すること。
なお、提出された書類は、返却しない。

4 入札書の提出場所等

(一) 日時 平成二十年八月十八日（月）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。
ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。

5 入札執行の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年八月十九日（火）午後二時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三により資格を有しないとされた者
- 2 当該貸借契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札説明書による。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Lease, installation, configuration and maintenance of Information System Network computer terminals for the 2008 fiscal year (1,086)

2 Contract Period : September 16, 2008 to September 15, 2013

3 Deadline for Bid Submission : Thursday, August 18, 2008, 5 : 00 p.m.

4 Location of Bid Opening : Policy Planning Department Meeting Room, Miyagi Prefectural Office, 6th Floor, Honcho 3-8-1, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980-8570 Japan

5 Date and Time for Bid Opening : Friday August 19, 2008, 2 : 00 p.m.

6 Address and Contact Information for Bid Submission : Yoshiyuki Meguro (Contact Person), Network Management Section, Information Systems Division, Miyagi Prefectural

Government, Honcho 3-8-1, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 981-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 A重油(JIS一種二号)七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年六月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所 株式会社気仙沼商会 気仙沼市魚市場前四番二十一号

五 落札金額 七百八十六万四千五百円

六 落札の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年五月二十三日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十年七月八日

宮城県教育委員会
委員長 大 村 虔 一

宮城県教育委員会
委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十年七月十五日 午後二時

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

2 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について

三つ

3 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二條第一項第二号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

4 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

5 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の特例を定める規則について

6 宮城県教育振興審議会への諮問案について

7 平成二十年度第一回高等学校入学選抜審議会への諮問案について

8 職員の人件について

9 高等学校入学選抜審議会委員の人件について

傍聴者の定員

十二人

傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六二一）

監査委員

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年7月8日

宮城県監査委員 嶋 山 和 純

宮城県監査委員 袋 正

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

佐 藤 公 哉 仙台市宮城野区宮千代1丁目18 - 12 - 301

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年7月7日から平成21年3月31日まで